

緊急事態措置の延長に伴う府立学校の教育活動について（お知らせ）

昨日、国において、5月11日（火）までとされている「緊急事態措置を実施すべき期間」を5月31日（月）まで延長することが決定されました。これを受けて大阪府新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、「緊急事態措置の延長に伴う府立学校の教育活動等の基本方針」が決定されましたので、お知らせします。

基本方針の内容は、これまで同様、感染リスクの高い教育活動は実施せず、校外での教育活動についても中止または延期とするなどの制限等を行いながら、通常形態での授業を継続していくというものです。また、部活動についても、公式戦前を除く部活動の原則休止など、大幅な変更はありません。生徒たちには、引き続き我慢をお願いすることになりますが、感染症対策を徹底しながら「学びの保障」や「心のケア」を大切にして教育活動を継続していきます。

ご家庭におかれましても、毎朝の検温や体調のすぐれない時は自宅で休養する等、感染防止対策に引き続きご協力をお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があることを申し添えます。

■現在の学校における感染状況

	第3波	第4波
全年代感染経路のうち学校関連の割合	1.2%	0.5%

(第48回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料より)

	第3波 (R3.1月)	第4波 (R3.4月)
学校関連（専門学校等を除く）でのクラスター発生件数	8件(157人)	8件(121人)

※5月現時点1件

(「新型コロナウイルス感染症患者の発生および患者の死亡について」より)

	令和3年4月21日 (4月の最大校数)	令和3年4月30日
府立学校の休校数	29校	14校



4月のクラスター発生数は1月（第3波）と同程度、また休校数も減少傾向にあるが、一方で5月に入りクラスターが継続して発生している ⇒ 現在の対応を継続

- 市町村立学校及び私立学校については、府立学校と同様の対応を要請

【緊急事態宣言期間中の府立学校の教育活動について】

■授業

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態(1教室40人まで)を継続
- ・ただし、感染リスクの高い活動は実施しない
- ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う

■修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動、府内における校外学習等

- ・中止または延期

■部活動

- ・原則休止
- ・ただし、公式大会への出場等学校が必要であると判断する場合は、感染防止策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施する。この場合でも、感染リスクの高い活動は実施しない。